令和7年度 防犯カメラ設置等補助制度の概要

1. 補助対象団体

町内自治会、校区等防犯協会、校区自治協議会

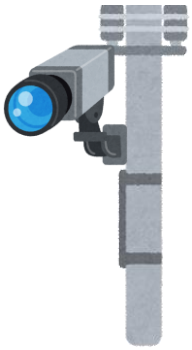

2. 補助対象経費

① 防犯カメラ・録画装置等の購入費用及び設置工事費用

（専用柱（ポール）の設置工事を含む）

※ 防犯灯と防犯カメラが一体化した機器（防犯カメラと併せて、防犯灯を設置する場合も含む。）も含みます。

② 防犯カメラの設置を示す看板設置費用

③ その他　防犯カメラ設置に要する経費

※ 防犯カメラにはさまざまな種類がありますので、本市の推奨カメラ性能については、Q&A（ P4：Q9 ）をご覧ください。

3. 補助限度額

1か所につき20万円

4. 申請から補助金交付までの主な流れ

制度概要・希望調査 → 補助金申請のお知らせ → 補助金交付申請（本申請） → 補助金交付決定 → 設置工事着工 → 工事完了報告 → 補助金交付

2月下旬　3月下旬　6月～7月　8月中旬　9月～1月末　～2月末

※ 6月からの補助金交付申請（本申請）が予算額を上回った場合は、抽選になります。

5. 主な遵守事項

1. 防犯カメラ設置について、町内自治会の総会等において、地域の同意を得ること。
2. 防犯カメラ設置場所の所有者等から同意又は許可を得ること。
3. 撮影区域は、道路等の公共空間とすること。
4. 防犯カメラの設置と併せて、防犯カメラ設置を示す表示を設置すること。
5. 設置後、5 年間は継続的な管理運用を行うこと。

6. 主な必要手続きのイメージ

防犯カメラを設置するには、主に以下のような手続きが必要になります。
詳細な手続きは、3月下旬にお知らせする手引き書でご確認ください。

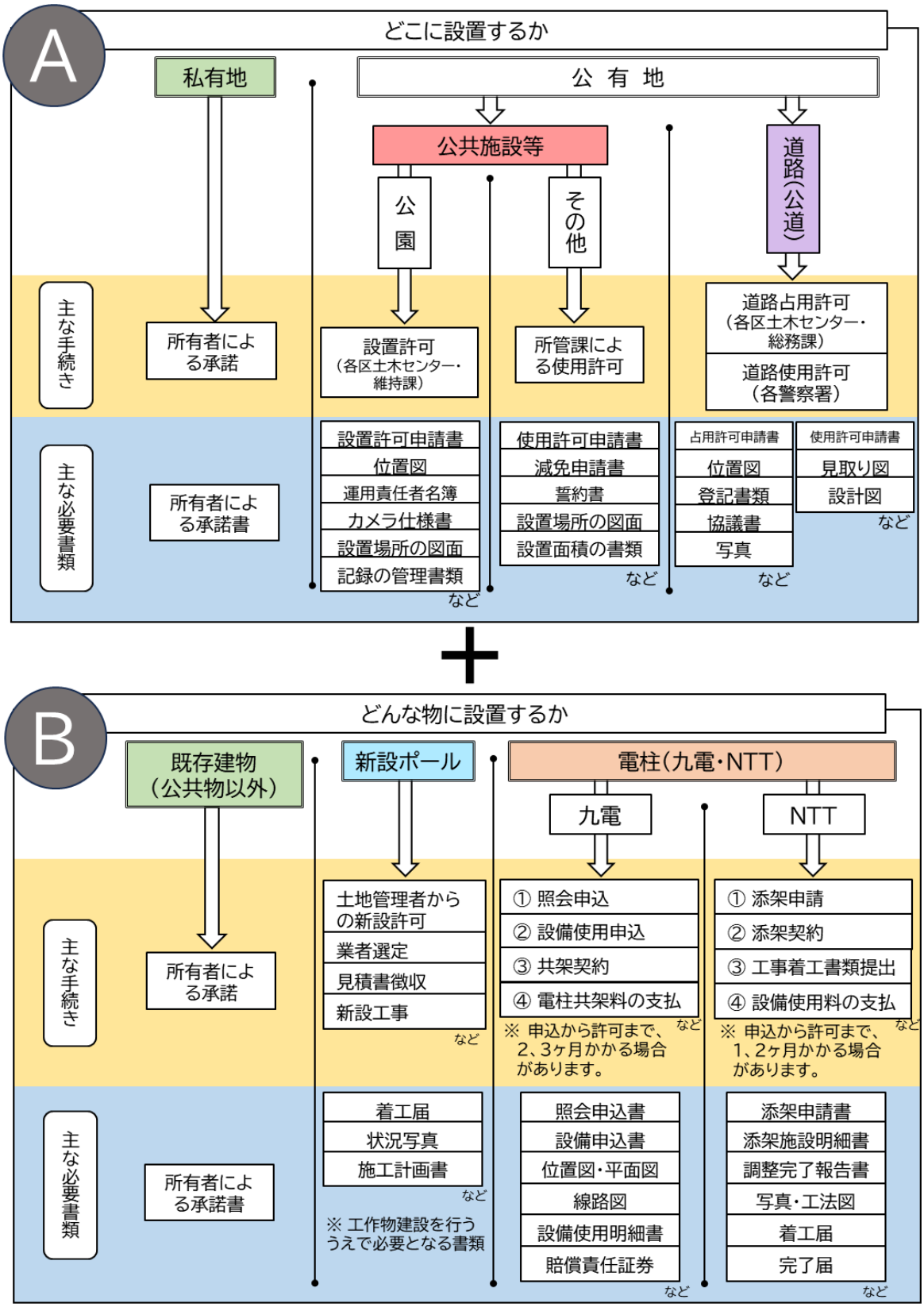

防犯カメラ設置において、主に必要な手続は、

A ＋ B （＋ 補助金交付申請）

主なＱ＆Ａ

■ 今回の希望調査について

Q1　希望調査票を提出しないと、補助金申請はできないのか？

A1　希望調査票の提出がなくても、補助金申請は可能です。
　なお、事前に希望調査票を提出いただくことで、関係部署と情報を共有し、本申請以降の手続きが円滑に行うことができます。

Q2　希望調査で複数の設置場所を提出するにはどうしたらよいか？

A2　調査票（別紙1）に加え、設置場所ごとに「地図記載用紙（別紙2）」を提出してください。別紙2の用紙は、コピーまたは市ホームページよりダウンロードしてお使いください。

※ 実際の補助金申請において、予算を超える申請があった場合は、抽選により補助対象を決定します。

Q3　総会等で住民の同意を得ていないが、希望調査票を提出してもいい？

A3　希望調査の時点では、同意を得る必要はありません。
　ただし、補助金申請をされる際には、地域の同意書等を添付していただきます。

■ 補助制度の概要について

Q4　町内自治会以外は申請できない？

A4　町内自治会のほか、校区等防犯協会や校区自治協議会が対象です。

Q5　個人宅用など、個人向け防犯カメラは対象外？

A5　今回の補助は、地域の防犯活動の支援及び地域の防犯力の強化のために、地域団体を対象としており、個人向け防犯カメラは対象外となります。

Q6　設置後の電気料など、維持管理費は補助対象とならないのか？

A6　今回の補助制度では、電気料金などの維持管理費は、対象となりません。
　電気料金などの維持管理費は、設置団体において負担していただく必要があります。

主なQ＆A

■ 補助制度の概要について

Q7　防犯カメラの設置場所に指定はある？

A7　本市からの指定はありませんが、犯罪の抑止や事件の早期解決など、防犯カメラ設置の目的を踏まえた場所へ設置してください。
　なお、公有地への設置又は民間企業の構造物を使用する場合、申請書類の提出や設置許可に時間を要するため、地域の負担軽減の観点から、まずは私有地を検討されることをお勧めします。

※ 個人宅やごみステーションなど、特定の施設等を監視することを目的とした設置は対象外です。

Q8　防犯カメラの仕様や設置場所など、助言をしてくれるところはある？

A8　機器については、熊本県警が委嘱する防犯設備アドバイザーである、「一般社団法人 熊本県防犯設備協会（096-234-7531）」にお尋ねください。
　または、各地域にある電気工事店や電気店などにもご相談されることをお勧めします。
　なお、設置場所については、各警察署の生活安全課にもご相談いただけます。

Q9　補助の対象となる防犯カメラに指定はある？

A9　一定の解像度や録画期間、夜間撮影が可能であるものなどを、推奨します。

【推奨するカメラ性能】

・有効画素数　：200万画素数以上

・夜間撮影可能なもの

・録画メディア　：24H7日間以上

・防塵・防水機能：IP66以上

※ 詳細を記載した手引き書については、3月下旬ごろ、補助金申請についてご案内する際に、併せてお示しいたします。